

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【公開番号】特開2011-3485(P2011-3485A)

【公開日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2009-147285(P2009-147285)

【国際特許分類】

H 01 M 8/02 (2006.01)

H 01 M 8/10 (2006.01)

H 01 M 8/24 (2006.01)

【F I】

H 01 M 8/02 S

H 01 M 8/10

H 01 M 8/24 E

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月20日(2012.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

この燃料電池スタックは、第1のセパレータと、第1の前記セパレータの一方の面側に配置される第2のセパレータとの間に設けられる第1のシール部材の積層方向のシール高さは、第1の前記セパレータと、第1の前記セパレータの他方の面側に配置される第3のセパレータとの間に設けられる第2のシール部材の前記積層方向のシール高さと異なる高さに設定されるとともに、前記第1のシール部材の弾性率と、前記第2のシール部材の弾性率とは、同一に設定されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、この燃料電池スタックは、第1のシール部材の重心点からセパレータ面方向に沿って設けられた仮想線と前記第1のシール部材の表面との交点を繋ぐ幅寸法と、第2のシール部材の重心点からセパレータ面方向に沿って設けられた仮想線と前記第2のシール部材の表面との交点を繋ぐ幅寸法とは、異なることが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

電解質の両側に電極を配設した電解質・電極構造体とセパレータとが積層されるとともに、前記セパレータには、シール部材が設けられる燃料電池スタックであって、

第1の前記セパレータと、第1の前記セパレータの一方の面側に配置される第2の前記セパレータとの間に設けられる第1のシール部材の積層方向のシール高さは、第1の前記セパレータと、第1の前記セパレータの他方の面側に配置される第3の前記セパレータとの間に設けられる第2のシール部材の前記積層方向のシール高さと異なる高さに設定されるとともに、

前記第1のシール部材の弾性率と、前記第2のシール部材の弾性率とは、同一に設定されることを特徴とする燃料電池スタック。

【請求項 2】

請求項1記載の燃料電池スタックにおいて、前記第1のシール部材の重心点からセパレータ面方向に沿って設けられた仮想線と前記第1のシール部材の表面との交点を繋ぐ幅寸法と、前記第2のシール部材の重心点からセパレータ面方向に沿って設けられた仮想線と前記第2のシール部材の表面との交点を繋ぐ幅寸法とは、異なることを特徴とする燃料電池スタック。